

ソフトウェア使用許諾規約

この「ソフトウェア使用許諾規約」（以下「本規約」といいます）は、お客様（個人又は法人のいずれかであるかを問いません）と株式会社NTT ドコモ（以下「弊社」といいます）との間に適用されます。本規約の各条項をお読みいただき、同意いただいた場合のみ、本ソフトウェアを使用いただくことができますものとします。

第1条 定義

1. 「本ソフトウェア」とは、弊社が提供する以下のアプリケーションソフトウェア及び付属文書一式をいいます。

・「ドコモ位置情報アプリ」：弊社が提供する位置情報サービス（イマドコサーチ、イマドコかんたんサーチ、ケータイお探しサービスその他弊社が指定する位置情報に関連するサービス及び機能を指し、以下、同じとします）に関連し、対象製品（弊社指定の端末を指し、以下同じとします）の位置情報を弊社又は弊社指定の通信先に送信することを可能とすることを目的として、対象製品にあらかじめ搭載されているプログラム

・「ドコモ位置情報（ブザー）アプリ」：弊社が提供するイマドコサーチのブザー検索機能、電源 OFF 検索機能およびちょこっと通知検索機能に関連し、各検索契機を実行した際に対象製品の位置情報を弊社に送信することを可能とすることを目的として、対象製品に提供されるプログラム

2. ドコモ位置情報アプリの使用を開始すると、位置情報サービスにより対象製品の位置情報が検索された場合に、弊社が別途定める各位置情報サービスの提供条件に従い、対象製品の位置情報が検索され、位置情報サービスを利用する契約者その他の第三者に通知されます。

3. ドコモ位置情報（ブザー）アプリの使用を開始すると、対象製品において、ブザー検索機能、電源 OFF 検索機能およびちょこっと通知検索機能の検索契機を実行した場合に、対象製品の位置情報を検索するための要求信号が弊社に送信され、弊社が別途定めるイマドコサーチの提供条件に従い、対象製品の位置情報が検索され、イマドコサーチを利用する契約者に通知されます。

第2条 著作権等

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権は、弊社又は第三者に帰属します。弊社は、本ソフトウェアをお客様に提供し、使用を許諾する権利を有しています。本規約に基づくお客様への本ソフトウェアの使用許諾は、お客様に対する何らの権利移

転等を意味するものではありません。

第3条 使用許諾

弊社は、お客様に対して、第1条に定める目的の範囲内で本ソフトウェアを本規約の定めに従いお客様の対象製品上においてのみ使用することのできる、日本国内における非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。

第4条 契約の成立、効力及び終了等

1. お客様が、①本ソフトウェアの画面上に表示される「利用開始」ボタンを押下した時点、又は②対象端末のうち弊社が別途指定する端末において、端末を初回起動した際に表示される初期設定画面中で本規約に同意いただいたうえで、位置情報の送信にかかる設定を完了した時点のいずれか早い時点をもって、お客様は本規約に同意したものとみなされ、お客様と弊社との間に本規約に基づく契約（以下「本契約」といいます）が成立し、効力を生じるものとします。

2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弊社ホームページに掲載し、又はその他これと同等の方法によりお客様に対し周知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降は変更後の本規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

3. 弊社は、弊社の都合により本契約の終了させることができるものとし、この場合、弊社は、本契約の終了の旨を、弊社ホームページに掲載し、又はその他これと同等の方法により、お客様に対し周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始のときをもって本契約が終了するものとします。

4. お客様が、本規約の条項のいずれかに違反した場合、弊社は本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとします。

5. お客様は、本契約の終了に起因して弊社に対し損害賠償、補償金、その他の支払いを求めることはできません。

6. 本契約が終了した場合には、お客様は本ソフトウェアを使用することはできません。

7. 第4条第5項及び第6項、第5条乃至第7条並びに第9条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第5条 遵守事項

1. お客様は、第1条に定める目的以外に本ソフトウェアを使用してはならず、また、本ソフトウェアの一部のみを使用してはならないものとします。

2. お客様は、本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）、逆コンパイル、逆アセンブル、暗号化通信解析、その他分析・解析行為を行ってはならないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写してはならないものとします。
4. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を、有償、無償を問わず第三者に販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾、その他の処分をしてはならないものとします。
5. お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、弊社又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害してはなりません。また、お客様による本ソフトウェアの使用に関して、第三者との間で紛争等が生じた場合は、お客様自身の費用と責任においてこれを解決するものとします。
6. お客様は本ソフトウェアを本規約上認められた範囲において個人的かつ非商業的な目的に限り使用することができるものとし、営利目的のために使用又は利用してはなりません。

第6条 責任制限

1. 弊社は、本ソフトウェアに本契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、弊社ホームページに掲載し、又はその他弊社が適当と認める方法により、お客様に対し契約不適合のある旨を周知又は通知するとともに、本契約に定める内容に適合する本ソフトウェアを提供するか当該ソフトウェアの契約不適合を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではなく、本ソフトウェアの契約不適合に起因してお客様が被った損害（通信機器、ソフトウェア等の破損を含みます）及び第三者が被った損害については責任を負いません。
2. 弊社は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権およびその他の権利を侵害していないことを保証せず、お客様その他の第三者が本ソフトウェアに関連して直接的または間接的に被った損害について、その責任を負いません。
3. 本ソフトウェアに関してお客様が被った損害が弊社の故意又は重大な過失に起因する場合、本規約において弊社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

第7条 損害賠償・解除

1. 弊社は、お客様が本規約の条項に違反した場合には、第4条第4項に基づき本契約を解除することができるほか、弊社が被った損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。
2. 前項により本契約が解除された場合には、お客様は本ソフトウェアの使用を直ちに

中止するものとします。

第8条 反社会的勢力の排除

1. お客様は、次の各号のいずれかにでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、補償するものとします。

(1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること

(2) お客様が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) お客様が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) お客様が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に対して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第9条 その他

1. お客様は本ソフトウェアを国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関連する法令等（以下「輸出入関連法規類」といいます）の適用を受ける場合には、輸出入関連法規類を遵守するものとします。お客様は、本項の定めに違反した行為により生じる問題について、お客様自身の費用と責任でこれを解決するものとします。

2. お客様は、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

3. 弊社は、本ソフトウェアの仕様及び本ソフトウェアで提供する機能の内容を必要に

応じ、お客様への予告なく変更し、それらの提供を停止し又は中止する場合があります。アップデート可能な通知があった際は、本ソフトウェアのアップデートを実施の上、使用ください。

4. 本契約は、日本国の法令を準拠法とします。また本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所又はお客様の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

5. 無線 LAN 機能を利用中に位置情報の検索が実行された場合、位置情報の検索を行う際に弊社の Xi/FOMA 回線を利用します。また、無線 LAN 機能を利用中にブザー検索機能、電源 OFF 検索機能およびちよこっと通知検索機能の検索契機を実行した場合、位置情報を検索するための要求信号を送信する際に、弊社の Xi/FOMA 回線を利用します。なお、位置情報の検索が終了した後又は当該信号を送信した後は無線 LAN に再接続されますが、何らかの事情により無線 LAN に再接続できず、弊社「の Xi/FOMA 回線により接続された状態のままとなる場合があります。弊社の Xi/FOMA 回線により接続されている間にパケット通信が発生した場合は、その通信に伴うパケット通信料がかかります。

6. 緊急通報（110 番、118 番、119 番）を発信した際、通話が接続された緊急通報受理機関に対して、お客様の端末設定に関わらず、GPS を利用して発信された場所に関する位置情報を自動的に通知します。（発信された場所によっては、GPS を利用した測位が行えない場合があります）

以上